

令和3年9月1日

保護者の皆様へ

文京区立本郷小学校
校長 溝畑 直樹

欠食による給食費の取り扱いについて

日ごろより本校教育活動に御理解・御協力いただきありがとうございます。
さて、文京区教育委員会の給食費返金規定に基づく学校給食停止届につきましてお知らせします。

給食費返金規定

給食実施日を連続して14日以上欠席する場合、事前に届け出があれば返金を行う。
上記の条件で「学校給食停止届」を提出された日の翌給食実施日から2日目以降分を返金の対象とする。

※土曜授業日に学校給食停止届の提出があっても、返金起算日は、翌月曜日になります。

※届出日をさかのぼっての提出は、受付できません。

※特別な理由がある場合以外の欠食期間の変更は認めません。欠食を継続する場合は、再度学校給食停止届を提出ください。

学校給食停止届の様式は、本郷小学校のホームページよりダウンロードいただけます。右記の様式をコピーして届出でいただいても結構です。

原則として、給食費の引き落とし額を調整することで返金を行いますが、欠食の起算日によっては、この通りではありません。